

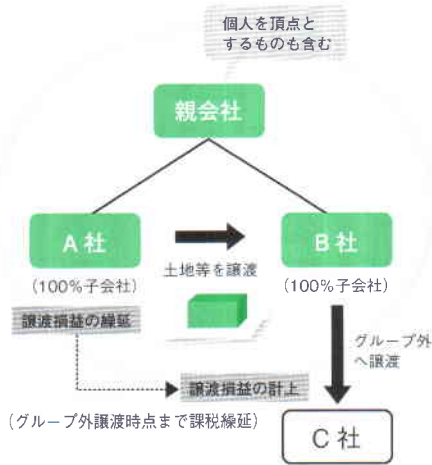
当額を損金不算入とする制度が設けられていたが、平成22年4月1日以後に終了する事業年度から廃止されました。ただし、給与所得控除を含めた所得税のあり方について議論をしていく中で、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成23年度税制改正で講じるとしています。

**(2) グループ法人税制の創設**

**① 完全支配関係がある法人間の資産の譲渡取引等** ★★

完全支配関係がある内国法人間で一定の資産の移転（非適格合併による移転を含みます。）を行ったことにより生ずる譲渡損益について、その資産のそのグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上する制度とされました。

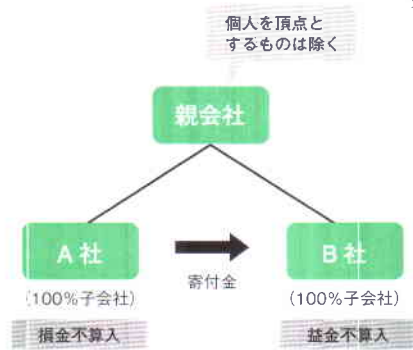
※その対象資産は、連結法人間の譲渡損益調整資産と同範囲で、固定資産、土地、有価証券、金銭債権及び繰延資産（売買目的有価証券、帳簿価額が1千万円に満たない資産を除く。）とされます。



② 完全支配関係がある法人間の非適格株式交換等について、完全子法人等の有する資産の時価評価制度の対象から除外されることとなりました。★

**③ 完全支配関係がある法人間の寄附** ★★

完全支配関係がある内国法人間の寄附金について、支出法人において全額損金不算入とするにも、受領法人において全額益金不算入とされました。ただし、この規定が適用されるのは、寄附金の支出側及び受取側の両者が法人である場合に限られます。



**④ 完全支配関係がある法人間の資本関連取引** ★

イ 完全支配関係がある内国法人間の現物配当（みなし配当を含みます。）について、組織再編税制の一環として位置づけ、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置を講じられました。この場合、源泉徴収等を行わないこととされました。

ロ 完全支配関係がある内国法人からの受取配当について益金不算入

制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととされました。

ハ 完全支配関係がある内国法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないこととされました。

ニ 自己株式として取得されることを予定して取得した株式が自己株式として取得された際に生ずるみなし配当については、益金不算入制度（外国子会社配当益金不算入制度を含みます。）を適用しないこととされました。

ホ 抱合株式については、譲渡損益を計上しないこととされました。

**⑤ 中小企業向け特例措置の法人に対する適用** ★★

資本金が1億円以下の法人に係る次の制度については、資本金が5億円以上の法人等の100%子法人には適用しないこととされました。

イ 軽減税率

ロ 特定同族会社の特別税率の不適用

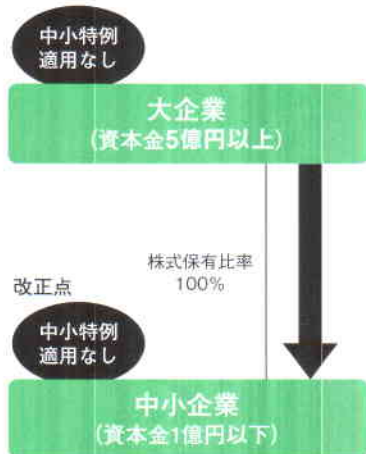
ハ 貸倒引当金の法定繰入率

ニ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度（現行6百万円）

ホ 欠損金の繰戻しによる還付制度

注①完全支配関係がある法人とは、原則として、発行済株式の全部を直接又は間接に保有する関係のある法人をいい、この個人株主の範囲には同族関係者が含まれます。6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族が含まれますから、直接的な資本関係がない場合でもグループ会社とみなされますので、特に注意が必要です。また、完全支配関係の判定において、現行の連結納税制度と同様に、従業員持株会など5%未満株式を除外するという規定が設けられました。

② 上記の改正のうち、④及び⑤以外のものは平成22年10月1日以降の取引から、④及び⑤は、平成22年4月1日以降開始事業年度からそれぞれ適用されます。（平成22年3月号 税務Q&A参照）



**(3) 連結納税法人の連結開始前欠損金の持込制限の見直し** ★★

① 連結納税の開始又は連結グループへの加入に伴う資産の時価評価制度の適用対象外となる連結子法人のその開始又は加入前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度の下での繰越控除の対象に追加されました。

② 連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日（現行6月前の日）とされました。

③ 事業年度の中で中途で連結親法人との間に完全支配関係が生じた場合の連結納税の承認の効力発生日の特例制度について、加入法人のその完全支配関係が生じた日（加入日）以後最初の月次決算日の翌日を効